

次 第

1 開 会

2 報 告 事 項 に つ い て

- (1) 長崎県防災行政無線運営協議会負担金
(長崎県防災行政無線設備更新にかかる負担金)

長 崎 県 町 村 負 担 金 審 議
特 別 委 員 会 幹 事 会 と
合 同 で 開 催

3 調 査 事 項 に つ い て

- (1) データ連携基盤構築運用費負担金【見直し】

- (2) (社福)長崎県社会福祉協議会負担金【見直し】

3 そ の 他

4 閉 会

開催日時：令和4年9月29日（木）

14:00～15:30

開催方法：WEB会議にて開催

2 報告事項について

(1) 長崎県防災行政無線運営協議会負担金

(長崎県防災行政無線設備更新にかかる負担金)

令和４年９月２９日
長崎県危機管理課

長崎県防災行政無線設備更新にかかる負担金について

１．更新工事概要

- 長崎県防災行政無線は、県や国と県内各市町・消防本部（局）などの防災関係機関を結ぶ重要な通信網であり、災害時にも回線の不通が起きないように、多重無線回線や衛星回線等により冗長化されている。
- 平成１９年度に更新した衛星回線用の設備は、老朽化により故障が多発していることや、既存設備での回線利用が令和７年度末までとなったことから、次世代の衛星回線に対応する設備への更新を実施する。
- 本事業は令和４～５年度に実施し、各市町・消防本部（局）の現地工事は令和５年度中旬から着手する。なお、受注業者は令和４年９月議会の議決により決定する予定。

２．工事にかかる負担金

工事にかかる負担金は、各機関の工事費から「緊急防災・減災事業債」交付税措置分を差し引いた額の５割とし、令和６年度に負担いただく。

令和４年９月末時点における全体工事費とその内訳は以下のとおり。

◎全体工事費 ８９５,２０５ 千円

（内訳）

- ・ 交付税措置 ６２６,６４３ 千円
- ・ 県 負 担 ２１７,６３７ 千円
- ・ 市町等負担 ５０,９２５ 千円 ⇒ １機関あたり 平均 １,４６４ 千円
（長崎市、五島市 平均 ４,２３８ 千円）

３．維持にかかる負担金

設備の保守点検や修繕等の維持管理は、長崎県防災行政無線運営協議会が行っており、その運営費は会員である各市町・消防本部（局）の負担金である。

過去１０年間の負担金は、平成３０年度を除き、一律４５万円としていたが、更新工事が行われる令和５年度は、維持管理費が大幅に減額されることから、負担金を徴収せず、積立金の取崩しで運営することとした。

なお、令和６年度以降の負担金については、新たに設置する設備の維持費用等をもとに再算出する。

(参考) 負担金算出のイメージ

(単位：千円)

全体工事費	
895,205	
県庁・県出先機関設備（システム改修費含む）	市町・消防設備
555,705	339,500



緊急防災・減災事業債を適用

地方交付税措置	県負担	地方交付税措置	県負担	市町負担
388,993	166,712	237,650	50,925	50,925



費目ごとに整理

地方交付税措置	県負担	市町負担
626,643	217,637	50,925

団 体 名	長崎県防災行政無線運営協議会	所 在 地	長崎市尾上町3番1号 県危機管理課内
(会長名)	多 田 浩 之	(電話番号)	095-895-2191

1. 団体の組織		2. 令和4年度事業計画の内容		3. 市町村負担金算出基準及び負担金総額																																												
(1) 役員の構成 <table><tr><td>役 員 名</td><td>定数</td></tr><tr><td>会 長（管理監）</td><td>1 人</td></tr><tr><td>副会長（課 長）</td><td>3</td></tr><tr><td>役 員（ ）</td><td></td></tr><tr><td>監 事（課 長）</td><td>2</td></tr><tr><td>幹 事</td><td>7</td></tr><tr><td>合 計</td><td>13</td></tr></table> ㊦（ ）内には、貴団体の役職名を記入して下さい。 (2) 職 員 形 態 <table><tr><td>区 分</td><td>人数</td></tr><tr><td>1. 専任職員 （団体で給与を支給している者。）</td><td>人</td></tr><tr><td>2. 臨時職員 （アルバイト等）</td><td>1</td></tr><tr><td>3. 県職員の兼務</td><td>7</td></tr><tr><td>4. その他</td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>8</td></tr></table> (3) 構成団体数 <table><tr><td>団 体 名</td><td>数</td></tr><tr><td>県</td><td>1</td></tr><tr><td>市</td><td>13</td></tr><tr><td>町 村</td><td>8</td></tr><tr><td>消防本部(局)</td><td>10</td></tr><tr><td>合 計</td><td>32</td></tr></table>		役 員 名	定数	会 長（管理監）	1 人	副会長（課 長）	3	役 員（ ）		監 事（課 長）	2	幹 事	7	合 計	13	区 分	人数	1. 専任職員 （団体で給与を支給している者。）	人	2. 臨時職員 （アルバイト等）	1	3. 県職員の兼務	7	4. その他		合 計	8	団 体 名	数	県	1	市	13	町 村	8	消防本部(局)	10	合 計	32	(1) 無線設備の故障修理保守に関すること (2) 研修及び調査		区 分 項 目	算 出 基 準		負 担 金 総 額			
		役 員 名	定数																																													
		会 長（管理監）	1 人																																													
		副会長（課 長）	3																																													
		役 員（ ）																																														
		監 事（課 長）	2																																													
		幹 事	7																																													
		合 計	13																																													
		区 分	人数																																													
		1. 専任職員 （団体で給与を支給している者。）	人																																													
2. 臨時職員 （アルバイト等）	1																																															
3. 県職員の兼務	7																																															
4. その他																																																
合 計	8																																															
団 体 名	数																																															
県	1																																															
市	13																																															
町 村	8																																															
消防本部(局)	10																																															
合 計	32																																															
令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度																																										
(1) 均 等 割			市	円	市	円																																										
			町村		町村																																											
			計		計																																											
(2) 人 口 割			市		市																																											
			町村		町村																																											
			計		計																																											
(3) 規 模 別			市		市																																											
			町村		町村																																											
			計		計																																											
(4) 事 業 費 割			市		市																																											
			町村		町村																																											
			計		計																																											
(5) そ の 他	1 設備：450,000円	1 設備：450,000円	市	9,000,000	市	9,000,000																																										
			町村	4,050,000	町村	4,050,000																																										
			計	13,050,000	計	13,050,000																																										
(6) 負担金合計			市	9,000,000	市	9,000,000																																										
			町村	4,050,000	町村	4,050,000																																										
			計	13,050,000	計	13,050,000																																										
※令和4年度町村負担金額（町村のみの最高・最低を記入）																																																
<table><tr><td>最 高</td><td></td><td>最 低</td><td></td></tr></table>									最 高		最 低																																					
最 高		最 低																																														
4. 令和4年度町村負担金算出基準の変更、増減理由																																																
5. 備 考 負担金改正状況 平成15年度までは79市町村にて均等割。 平成16年度からは市町村合併により1設備450,000円とした。 平成17年度はさらに市町村合併によりさらに設備数が減るため。 平成19年度からは、保守業務委託の休止により、負担金なし。 平成21年度から、1設備450,000円とした。 平成30年度、準備金を充てることにより負担金はなし。 平成31年度から1設備450,000円とした。																																																

(町村名) 全 町 村

3 調査事項について

(1) データ連携基盤構築運用費負担金

【見直し】

長崎県市長会事務局長 様

長崎県デジタル戦略課長
(公 印 省 略)

データ連携基盤に係る令和5年度以降の市町負担金の増額について（依頼）

本県の **Society5.0** 実現に向けたデジタル化やD Xの推進につきましては、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、令和3年度にデータ連携基盤の構築を行うとともに、令和4年度からの本格運用に向け、県及び市町における必要経費の負担について協議させていただき、ご了解をいただいたところです。

本年4月から各市町からの負担をいただきながら、先ずは、防災分野並びに観光分野に係るダッシュボード化を中心に、データ連携基盤の本格運用を開始しているところであります。

そのような中、別添資料にお示ししております要因により、令和5年度以降のデータ連携基盤の運用保守に要する全体経費の増額と、それに伴う県及び市町における負担金の増額が見込まれております。

つきましては、各市町とも厳しい財政状況の中とは存じますが、今後のデジタル社会におけるデータ連携基盤の必要性に鑑み、負担金の増額について、関係資料を添えて協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「データ連携基盤に係る令和5年度以降の市町負担金の増額について」

長崎県町村会事務局長 様

長崎県デジタル戦略課長
(公 印 省 略)

データ連携基盤に係る令和5年度以降の市町負担金の増額について（依頼）

本県の **Society5.0** 実現に向けたデジタル化やD Xの推進につきましては、日頃より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、令和3年度にデータ連携基盤の構築を行うとともに、令和4年度からの本格運用に向け、県及び市町における必要経費の負担について協議させていただき、ご了解をいただいたところです。

本年4月から各市町からの負担をいただきながら、まずは、防災分野並びに観光分野に係るダッシュボード化を中心に、データ連携基盤の本格運用を開始しているところであります。

そのような中、別添資料にお示ししております要因により、令和5年度以降のデータ連携基盤の運用保守に要する全体経費の増額と、それに伴う県及び市町における負担金の増額が見込まれております。

つきましては、各市町とも厳しい財政状況の中とは存じますが、今後のデジタル社会におけるデータ連携基盤の必要性に鑑み、負担金の増額について、関係資料を添えて協議させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・「データ連携基盤に係る令和5年度以降の市町負担金の増額について」

データ連携基盤に係る令和 5 年度以降の負担金増額について

令和4年9月
長崎県 デジタル戦略課

1. データ連携基盤構築・運用に係るこれまでの経緯（概要）

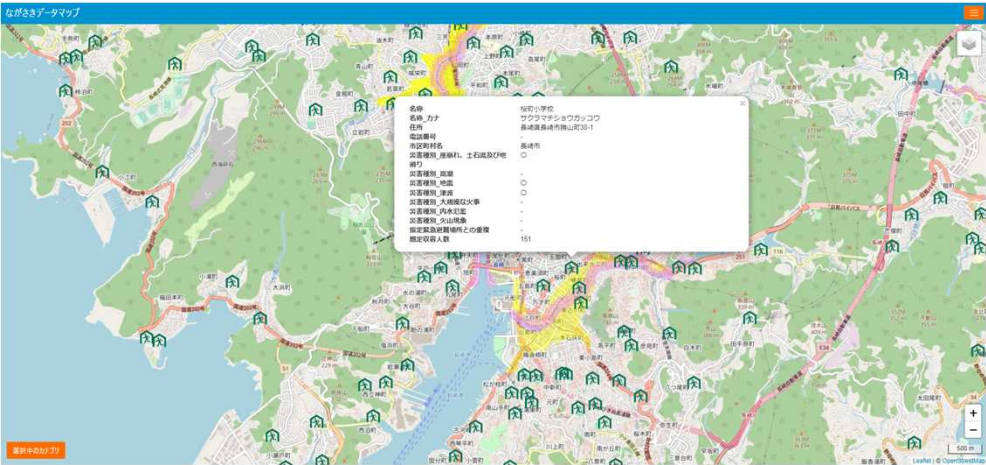
令和3年度

- デジタル社会の急速な進展に伴い、日々生み出される多種多様なデータを利活用することにより、新サービスの創出や地域課題解決を図るため、多様な主体が有するデータを集積・共有・活用するプラットフォームとして、データ連携基盤の構築に着手。
- データ連携基盤構築に要する経費については、総務省「データ連携促進型スマートシティ推進事業」及び県費にて対応。
- 令和4年度からの本格運用に向け、県及び市町における必要経費の負担について協議させていただき、ご了解をいただいたところ。

令和4年度

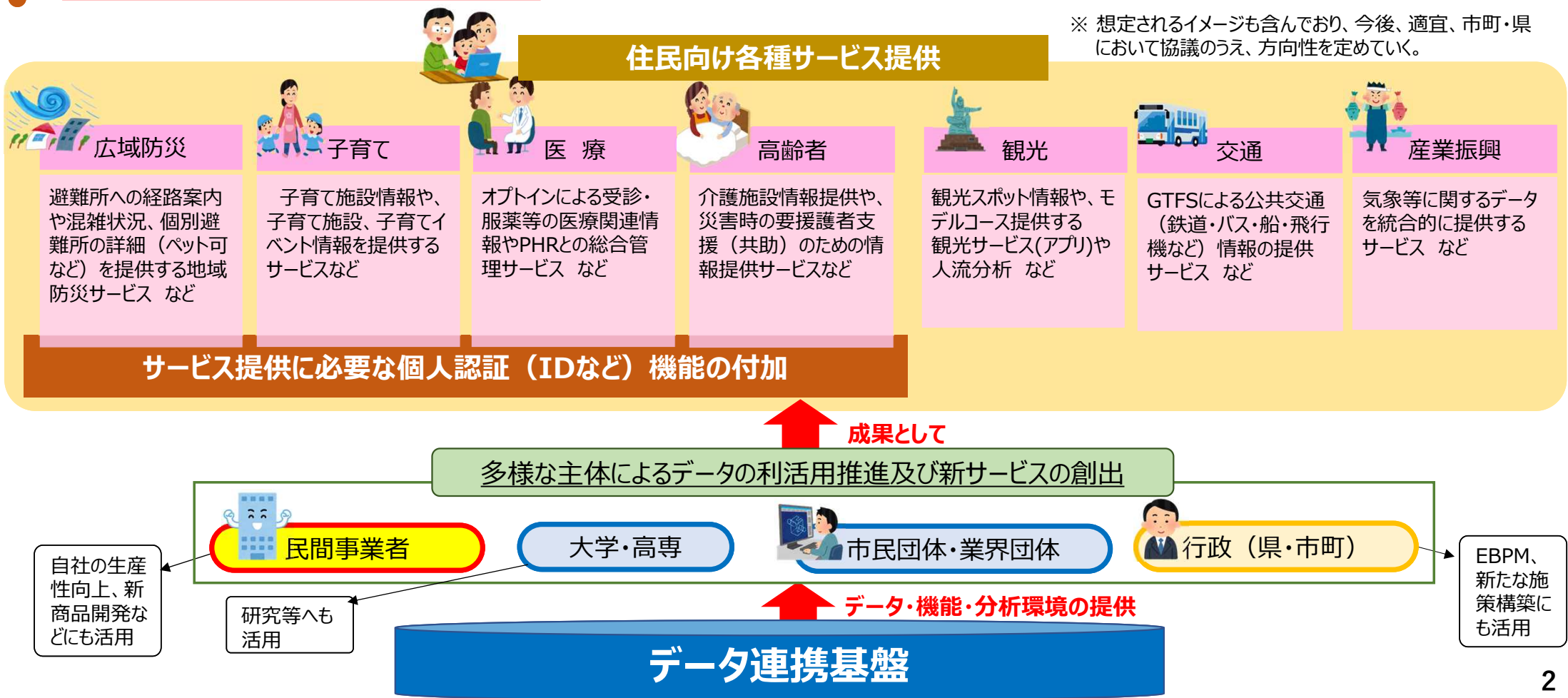
- 各市町からの負担をいただきながら、令和4年4月からデータ連携基盤の本格運用を開始。
- 当初は、防災関係並びに観光関係のダッシュボード化を中心にスタートしている。
- 令和4年度のデータ連携基盤運用に要する経費は、次のとおり。
- 運用保守業務については、データ連携基盤を構築した「NTTビジネスソリューションズ(株)」へ委託

	①データ連携基盤運用 保守業務委託	②データ連携基盤API開発 業務委託(仮称)	合計
R3年度 協議時点	約10,000千円	約10,000千円	約20,000千円
R4年度 実績	9,990千円 (契約額)	約10,000千円（概算） ※現在、入札準備中	19,990,000円 (見込み)

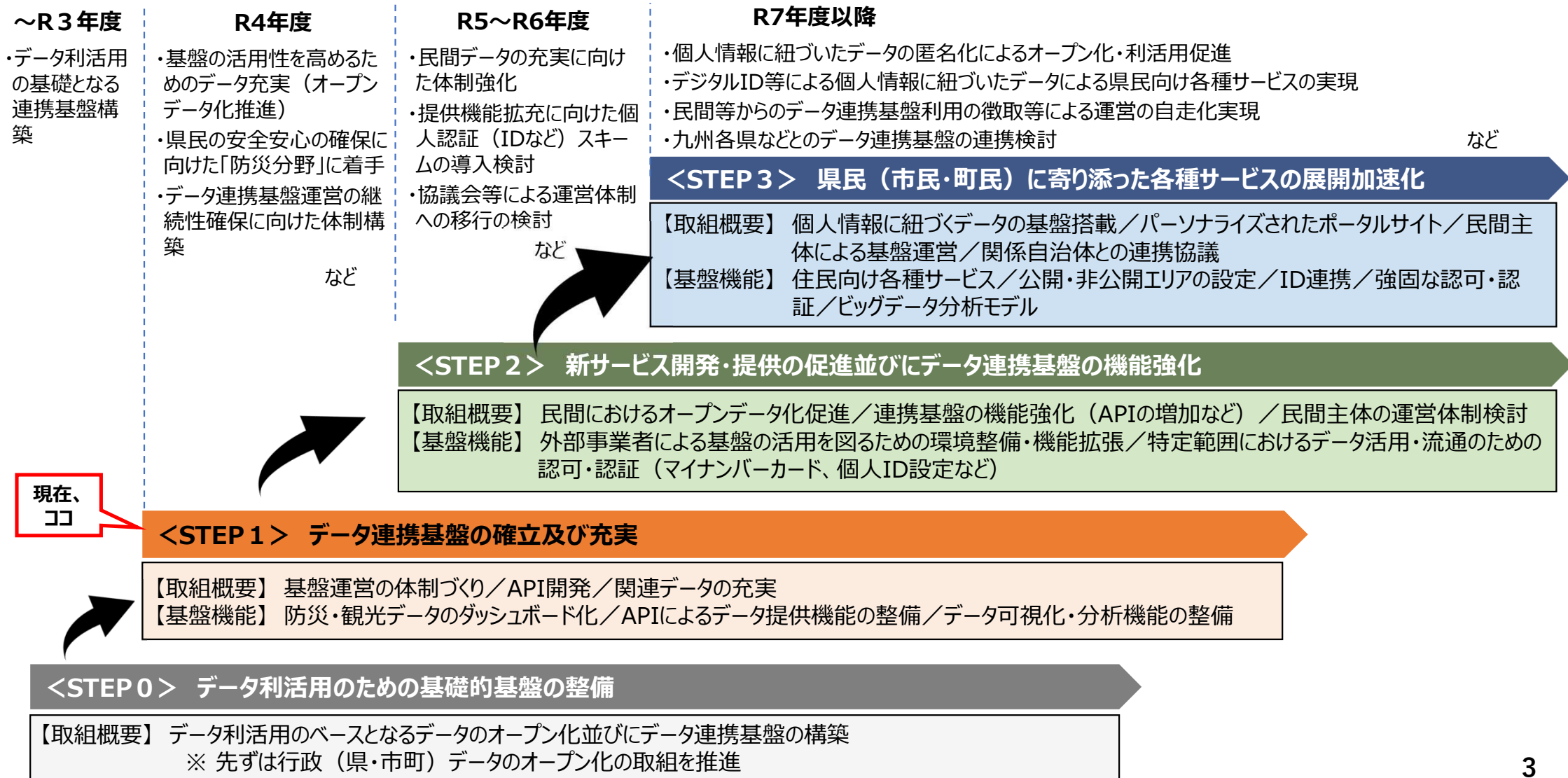


2. データ連携基盤の目指す姿（県民・市民・町民並びに民間事業者による利活用）

- ・ 県民（市民・町民）の安全・安心で質の高い生活の実現に寄与する、データ連携基盤を介した各種サービス（機能）の提供
- ・ 様々なデータの可視化（ダッシュボード化）による県民（市民・町民）の利便性向上
- ・ データ利活用促進による県内産業の振興



3. データ連携基盤の目指す姿・ロードマップ（想定）



4. 令和5年度以降の運用保守に要する経費に係るNTTビジネスソリューションズ(株)からの申し出

令和4年度

- 運用保守業務については、データ連携基盤を構築した「NTTビジネスソリューションズ(株)」へ委託（**委託料：9,990千円**）
- 今年度は、令和3年度に構築したデータ連携基盤の本格運用初年度となる。

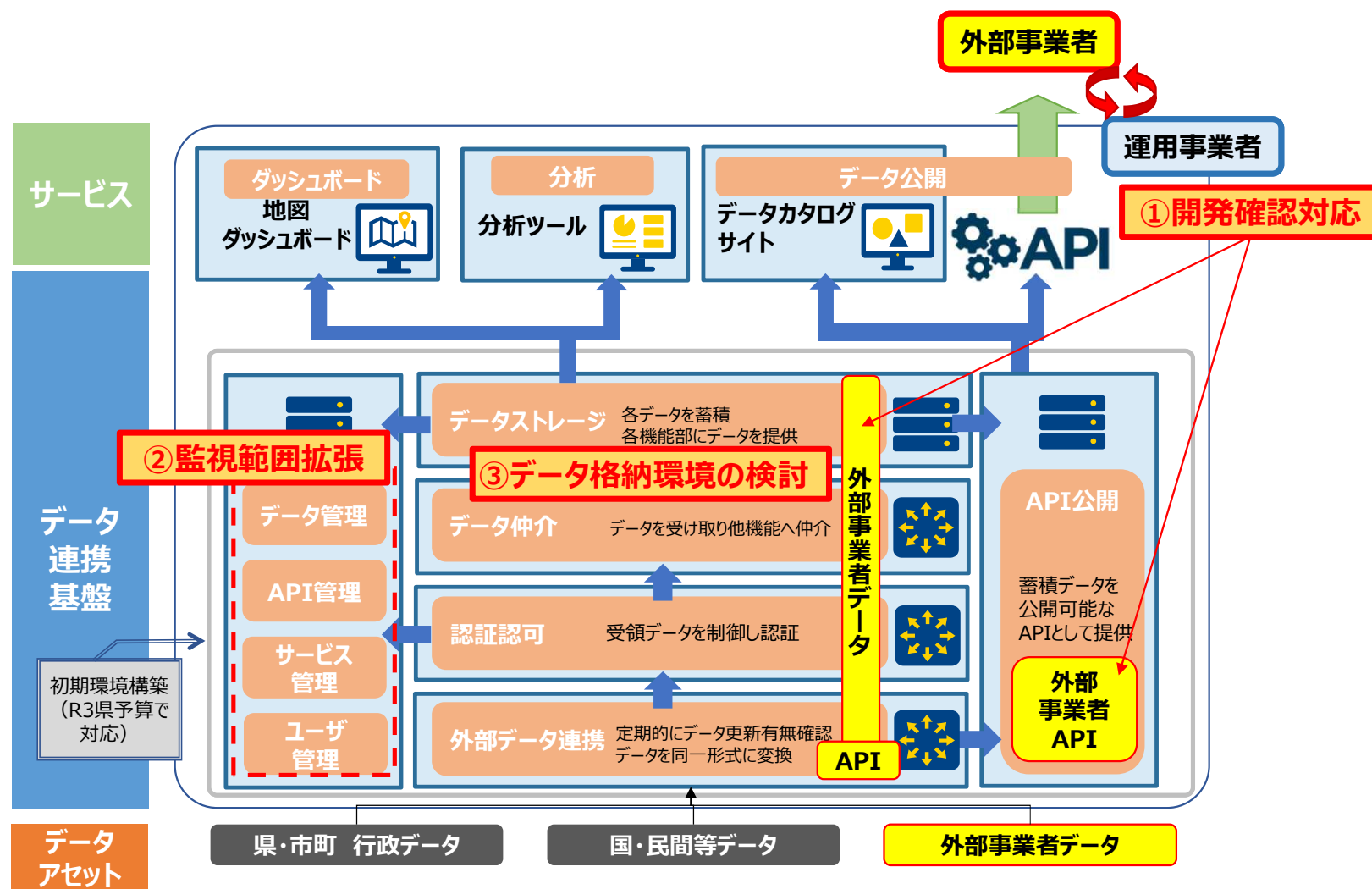
● 令和5年度以降の運用保守に要する経費に係るNTTビジネスソリューションズ(株)からの申し出内容

次の要因により、令和5年度以降の運用保守に要する経費の増額を協議させていただきたい。

- （1）本格運用後の運用保守経費について、当初想定よりも必要であることが明確化したため。
NTTビジネスソリューションズ(株)において、データ連携基盤の構築・運用保守の業務受託が初であり、本格運用における運用保守費に必要な経費増加が判明
- （2）民間事業者によるAPI等の開発に伴う運用管理に係る業務量の及びコストの増加が見込まれるため。（詳細資料は次頁参照）
 - ① 開発に伴う運用管理上の確認対応（設計書確認、開発API確認、テスト実行などの支援）
 - ② 開発完了後のエラー監視範囲等の拡張（保守範囲の拡張）
 - ③ セキュリティを考慮したデータ格納環境の検討（データモデルの検討）

- 
- **令和5年度以降の運用保守費を 13,200千円（税込）でお願い出来ないか。**
 - **令和6年度以降についても、現在とシステム構成が同様であれば、運用保守に要する経費の増額はない。**

(参考) 民間事業者によるAPI等の開発に伴う運用管理に係る業務量の及びコストの増加



5. NTTビジネスソリューションズ(株)からの申し出に対する県の考え方並びに各市町の皆様へのお願い

<申し出内容>

令和5年度以降の運用保守に要する経費の増額を協議させていただきたい。



民間事業者によるAPI等の開発に伴う運用管理に係る業務量の及びコストの増加が見込まれる。



令和5年度以降の運用保守費を13,200千円（税込）に増額願いたい。



<県の考え方>

令和5年度以降については、令和4年度の実績を踏まえて再提案を行うこととなっていたため、増額協議については前述の理由によるため、やむを得ない。

県民・市民・町民におけるデータ連携基盤のユースケースを増やしていくためには、民間事業者等によるAPI開発を一層促進するとともに、様々な視点からのサービス提供を強化していく必要があるため、当該作業に係る業務量並びにコストの増加について、現時点で整理しておくことが必要。

県において、他自治体におけるデータ連携基盤の運用保守費の聞き取り結果などを踏まえ、提示のあっている13,200千円（税込）については、一定、妥当性はあるものと判断。

以上を踏まえ、次の事項について、各市町の皆様へ協議をお願いしたいと考えています。

- ・ 令和5年度以降の運用保守に要する全体経費の増額と、それに伴う各市町における負担金の増額について、ご理解いただきますとともに、ご協力をお願いしたい。

※ データ連携基盤の機能拡充などによりシステム構成等の変更並びに運用保守費・負担金の増加の必要性が生じた場合は、事前に市町・県にて協議のうえ、その方向性を定めていきたい。

6. 令和5年度以降のデータ連携基盤負担金について（増額となった場合）

■ 県：市町は人口割（実質1／2）
市：町＝9：1の上で、維持費は均等割、開発費は人口割

市町名	人口	割合 (%)	維持管理経費（均等割）				API開発等経費（人口割）		(単位：円) 合計（維持管理＋API開発等）		
			当初試算	R4契約額ベース (端数切捨後)	R5概算額	差（R5－R4）	当初試算	R4概算額ベース (端数切捨後)	(a) R4国調反映後 負担額	R5概算額 維持管理はR5概算 API開発はR4同額	差（R5－R4）
県計	1,312,317		10,000	9,999,000	13,200,000	3,201,000	10,000	10,000,000	19,999,000	23,200,000	3,201,000
長崎県			5,000	4,999,509	6,600,001	1,600,492	5,000	5,000,009	9,999,518	11,600,010	1,600,492
市町計	1,312,317		5,000	4,999,491	6,599,999	1,600,508		4,999,991	9,999,482	11,599,990	1,600,508
長崎市	409,118	34.87477	346.2	346,119	456,923	110,804	1,569.4	1,569,364	1,915,483	2,026,287	110,804
佐世保市	243,223	20.73325	346.2	346,119	456,923	110,804	933.0	932,996	1,279,115	1,389,919	110,804
島原市	43,338	3.694295	346.2	346,119	456,923	110,804	166.2	166,243	512,362	623,166	110,804
諫早市	133,852	11.41005	346.2	346,119	456,923	110,804	513.5	513,452	859,571	970,375	110,804
大村市	95,397	8.132002	346.2	346,119	456,923	110,804	365.9	365,940	712,059	822,863	110,804
平戸市	29,365	2.503184	346.2	346,119	456,923	110,804	112.6	112,643	458,762	569,566	110,804
松浦市	21,271	1.813221	346.2	346,119	456,923	110,804	81.6	81,594	427,713	538,517	110,804
対馬市	28,502	2.429618	346.2	346,119	456,923	110,804	109.3	109,332	455,451	566,255	110,804
壱岐市	24,948	2.126662	346.2	346,119	456,923	110,804	95.7	95,699	441,818	552,622	110,804
五島市	34,391	2.931619	346.2	346,119	456,923	110,804	131.9	131,922	478,041	588,845	110,804
西海市	26,275	2.239781	346.2	346,119	456,923	110,804	100.8	100,790	446,909	557,713	110,804
雲仙市	41,096	3.503179	346.2	346,119	456,923	110,804	157.6	157,643	503,762	614,566	110,804
南島原市	42,330	3.60837	346.2	346,119	456,923	110,804	162.4	162,376	508,495	619,299	110,804
市計	1,173,106	100.000	4,500.0	4,499,547	5,939,999	1,440,452		4,499,994	8,999,541	10,439,993	1,440,452
長与町	40,780	29.29366	62.5	62,493	82,500	20,007	146.5	146,468	208,961	228,968	20,007
時津町	29,339	21.0752	62.5	62,493	82,500	20,007	105.4	105,376	167,869	187,876	20,007
東彼杵町	7,721	5.546257	62.5	62,493	82,500	20,007	27.7	27,731	90,224	110,231	20,007
川棚町	13,377	9.609154	62.5	62,493	82,500	20,007	48.0	48,045	110,538	130,545	20,007
波佐見町	14,291	10.26571	62.5	62,493	82,500	20,007	51.3	51,328	113,821	133,828	20,007
小値賀町	2,288	1.643548	62.5	62,493	82,500	20,007	8.2	8,217	70,710	90,717	20,007
佐々町	13,912	9.993463	62.5	62,493	82,500	20,007	50.0	49,967	112,460	132,467	20,007
新上五島町	17,503	12.573	62.5	62,493	82,500	20,007	62.9	62,865	125,358	145,365	20,007
町計	139,211	100.000	500.0	499,944	660,000	160,056		499,997	999,941	1,159,997	160,056

7. 令和4年度におけるデータ連携基盤運用における成果（活用実績など）

データ連携基盤へのアクセス状況

(令和4年4月～9月)

基盤のサービス	アクセス数
ながさきAPIカタログサイト (公開API)	3,394
公開API利用申請	22ユーザー 〔民間企業等 17 大学等 1 自治体 4〕
ながさきデータマップ (ダッシュボード)	3,465
ながさきデータ公開環境 (分析ツール[Tableau Public])	200

基盤を活用した民間事業者等の取組事例

民間事業者	取組の概要
A社 (県内企業)	- データ連携基盤の公開APIを活用し、自社の防災関係ソリューションの機能拡張を検討（テスト開発に成功） - さらに、基盤を活用したソリューションの高度化も計画しており、そこから得られたデータの基盤へのフィードバックの可能性あり
B社 (県外企業)	観光関係のアプリ開発において、データ連携基盤の公開API活用を検討中
C (県内民間団体)	土木関連のシステムについて、データ連携基盤の公開API活用を検討中

その他

- 県において、独自に人流データをデータ連携基盤に搭載することにより、各市町においても当該データを活用した観光施策構築等が可能
- データ連携基盤の構築・運用・活用を通じたスマートシティに関するリテラシー向上に寄与（県民、民間企業、行政職員）

3 調査事項について

(2) (社福)長崎県社会福祉協議会負担金

【見直し】

4 長社総企第 4 9 1 号

令和 4 年 9 月 1 2 日

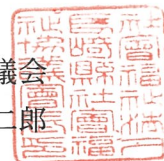
長崎県市長会

会長 田上 富久 様

社会福祉法人

長崎県社会福祉協議会

会 長 出口 啓二郎



社会福祉法人長崎県社会福祉協議会における負担金について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会の運営につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

標記の件につきまして、別紙のとおり関係書類を提出いたします。大変厳しい財政状況の中ではありますが、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会における負担金についてご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和 4 年 9 月 12 日

長崎県社会福祉協議会
負担金改定の内容及び理由、実施時期について

【内 容】

本会会員規程（平成 18 年 4 月 1 日最終改訂）の改訂を行うにあたり、附則にて暫定的に定めている減額措置項目を削除し、現在、市立保育所の会費額を 3,000 円としているところを民間施設と同額の 7,500 円とする。

＜会費額＞

	市立保育所	私立保育所
変更前	3,000 円	7,500 円
変更後	7,500 円	7,500 円

【理 由】

本会は、長崎県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立され、約 70 年に亘り住民主体の地域組織・地域福祉活動の展開、普及に努めて参りました。その間、社会福祉を取り巻く環境も目まぐるしく変化し、新たな課題も数多く山積する中、令和 3 年 6 月に「第 5 次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」を策定し、新しい生活様式に即した持続可能な地域福祉活動の方針を示し、取り組みを進めているところです。

これらの取り組みのうち、会員規程の改訂は、関係機関・団体との連携を図るための基盤整備方策として、必要不可欠と考えております。本規程については、平成 18 年に最終改訂を行った際、市町村合併等の影響が落ち着くまでの「当分の間」として終期を定めず、公立施設の減額措置項目を整理しておりました。しかし、近年、私立施設より会費額の差についてご指摘を受ける機会もあり、今後、官民一体の連携ネットワークを強化し、より多くの様々な機関・団体に賛同いただくためにも、市町村合併から一定期間経過したこともあり、減額措置項目の削除をご承認いただきたく、提案させていただいた次第です。

改定の趣旨を留めていただきますようお願い申し上げます。

【実施時期】

令和 5 年 4 月 1 日付（予定）

会 員 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は定款第 29 条第 3 項の規定により会員について定めるものとする。

(入 会)

第 2 条 定款第 29 条の規定により本会会員になろうとするときは、別記様式（省略）の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(代表者)

第 3 条 会員が法人又はこれに準ずる者であるときは、会員権を行使する代表者を定めて届け出なければならない。

2 前項の代表者を変更するときも同様とする。

(退 会)

第 4 条 会員は下記の場合には退会したものとする。

(1) 本人から申し出があったとき

(2) 死亡又は解散のとき

(除 名)

第 5 条 会員で本会の名誉を傷つけ又は本会の趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(会 費)

第 6 条 会員は下記の区分により会費を納めなければならない。

(1) 市町村社会福祉協議会

人口階段別（毎年度 4 月 1 日現在）に定める下表の基本額 a と、基準率 b と人口の積との和の額。（年額）

NO.	人口規模 (人以上)	人口規模別	
		基本額 a	基本率 b
1	1	50,000	1.20
2	50,000	65,000	0.90
3	150,000	91,000	0.73
4	300,000	160,000	0.50

$$\text{会費額} = a + \text{人口} \times b$$

(2) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする団体

年額 15,000 円以上

(3) 公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設

保育所、知的障害児通園施設、母子生活支援施設、難聴幼児通園施設、乳児院、

知的障害者通所寮

年額 7,500 円

その他の施設

年額 15,000 円

(4) 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護
保険施設 年額 15,000 円

(5) 里 親 年額 3,000 円

(6) 賛助会費

法人、団体、事務所 1 口 年額 50,000 円以上

個人 1 口 年額 3,000 円以上

2 年度の中途より入会する場合、または、年度の中途に退会する場合は以下により会費
を納めるものとする。

(1) 年度の上半期に入会したもの、または、年度の下半期に退会したものは、前項に
規定する会費の全額

(2) 年度の下半期に入会したもの、または、年度の上半期に退会したものは、前項に
規定する会費の半額

(会費の納入時期)

第 7 条 会費は会長が定めて通知するまでに納めなければならない。

(会費の変更)

第 8 条 第 6 条の会費は、評議員会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

2. この規程は昭和 58 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

3. この規程は昭和 61 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

4. この規程は平成 2 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

5. この規程は平成 7 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

6. この規程は平成 11 年 4 月 1 日一部改正し同日から施行する。

ただし、市立施設の会費については当分の間 5,000 円を 3,000 円に、10,000 円を
6,000 円に読み替えて施行する。

7. この規程は平成 12 年 5 月 31 日一部改正し平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

8. この規程は平成 14 年 5 月 29 日一部改正し平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

9. この規程は平成 16 年 4 月 1 日一部改正し平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 16 年度の会費は当該年度の 4 月 1 日現在の市町村数をもとに現行規程
により算出した額とする。

10. 改正後の規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、市立施設の会費については当分の間 7,500 円を 3,000 円に、15,000 円を
6,000 円に読み替えて、 県立、町村立施設の会費については当分の間 7,500 円を
5,000 円に、15,000 円を 10,000 円に読み替えて施行する。

設置主体	施設団体等名
壱岐市	芦辺保育所
壱岐市	石田こども園
壱岐市	勝本保育所
壱岐市	武生水保育所
壱岐市	八幡保育所
壱岐市	壱岐市立老人ホーム
佐世保市	佐世保市北部子育て支援センター 上相浦保育所
佐世保市	佐世保市東部子育て支援センター 早岐保育所
佐世保市	佐世保市立 すぎのこ園
西海市	蛸浦保育所
西海市	西海市立大島こども園
対馬市	鶏知保育所
対馬市	佐賀保育所
対馬市	佐須奈保育所
対馬市	豊玉南保育所
対馬市	仁田保育所
対馬市	三根保育所
大村市	三城保育所
大村市	放虎原認定こども園
南島原市	北有馬こども園
平戸市	大島村保育所
諫早市	諫早中央保育所
諫早市	太陽保育所

社会福祉法

第十章 地域福祉の推進

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の經營に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第一百一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

2 第九十九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

ホーム

全社協につ
いて

分野別取り
組み

福祉のガイ
ド

資料ダウンロ
ード

ネットワークリ
ンク

ホーム > 分野別の取り組み > 社会福祉協議会（社協）

制度・政策

社会福祉協議会（社協）

社会福祉協議会 創設70周
年

地域福祉・ボランティア

民生委員・児童委員

社会福祉法人・福祉施設

高齢者の福祉

障害者の福祉

子どもの福祉

国際福祉

災害時の支援

分野別の取り組み

社会福祉協議会（社協）

「社協」の略称で知られている社会福祉協議会。皆様のまちでも福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。

社会福祉協議会のあらまし

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

> 社会福祉協議会 創設70周年

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク「社会福祉協議会（社協）とは」

市区町村社会福祉協議会

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動しています。

社会福祉に関するご相談、ご質問は最寄りの市区町村社会福祉協議会にお気軽にお寄せください。

都道府県社会福祉協議会

都道府県社会福祉協議会（都道府県社協）は、県域での地域福祉の充実をめざした活動をおこなっています。

都道府県社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害等によってご自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等をおこなう「日常生活自立支援事業」を市区町村社会福祉協議会と連携して実施しています。また、福祉サービスに関する苦情の相談を受け付け、中立の立場から助言、あっせんなどをおこなうことによって問題の解決を図るために「運営適正化委員会」を設置し、サービス事業者の適正な事業運営と、サービス利用者の支援に向けた取り組みを進めています。さらに、福祉サービスの質の向上を図ることを通じてサービスを利用する方がたの安心と満足を実現するため「福祉サービスの第三者評価事業」にも積極的に取り組んでいます。

また、経済的な支援を必要とする方がたには、生活や就業等に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けています。近年は、各種貸付制度（介護福祉士修学資金等貸付制度、保育士修学資金貸付等制度、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度）も実施しています。

そのほか、福祉関係者に対する専門的な研修事業の実施、市区町村社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興、災害時には必要に応じて災害時ボランティアセンターを立ち上げるなどして被災地支援にも取り組んでいます。また、福祉への理解をすすめるために小中高校における福祉教育の推進、さらには「福祉人材センター」における福祉の仕事に関する求人・求職情報の提供などさまざまな事業をおこなっています。

なお、指定都市では、指定都市社会福祉協議会が市内の区社会福祉協議会と連携を図りつつ、都道府県社会福祉協議会に準じた活動を行っています。

＜ [都道府県・指定都市社会福祉協議会ホームページ（リンク集）へ移動する](#) ＞

全国社会福祉協議会

全国社会福祉協議会（全社協）は、都道府県社会福祉協議会の連合会として、全国段階の社会福祉協議会として設置されています。

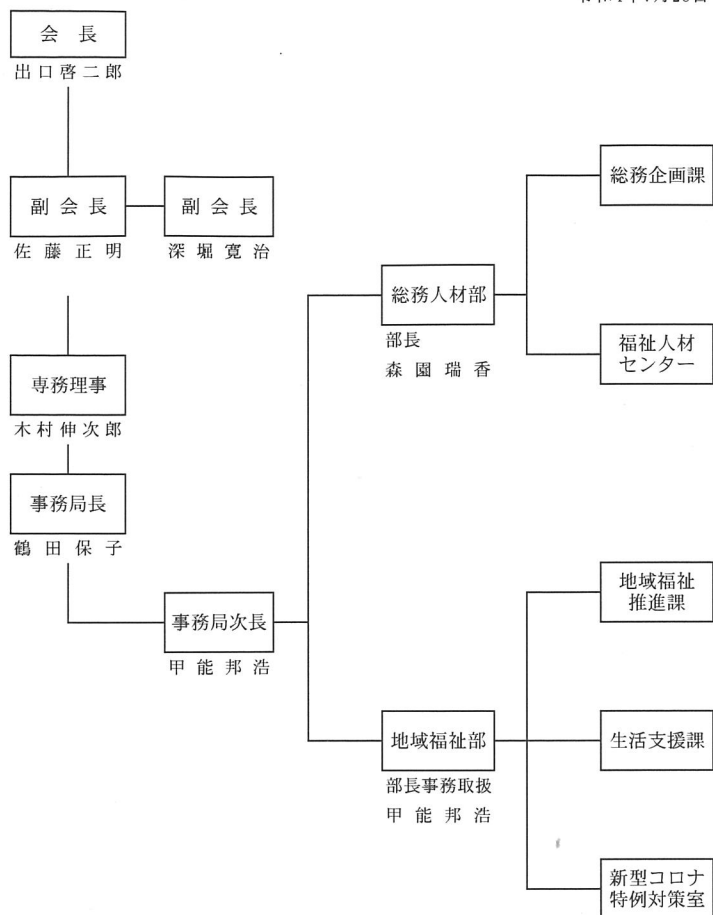
全国の福祉関係者や福祉施設等事業者の連絡・調整や、社会福祉のさまざまな制度改善に向けた取り組み、また社会福祉に関する図書・雑誌の刊行、福祉に関わる人材の養成・研修といった事業を通じてわが国の社会福祉の増進に努めているほか、アジア各国の社会福祉への支援など福祉分野の国際交流にも努めています。

全国社会福祉協議会（全社協）については、『全国社会福祉協議会とは』のページでもご案内しています。

＜ [法人概要「全国社会福祉協議会とは」のページへ移動する](#) ＞

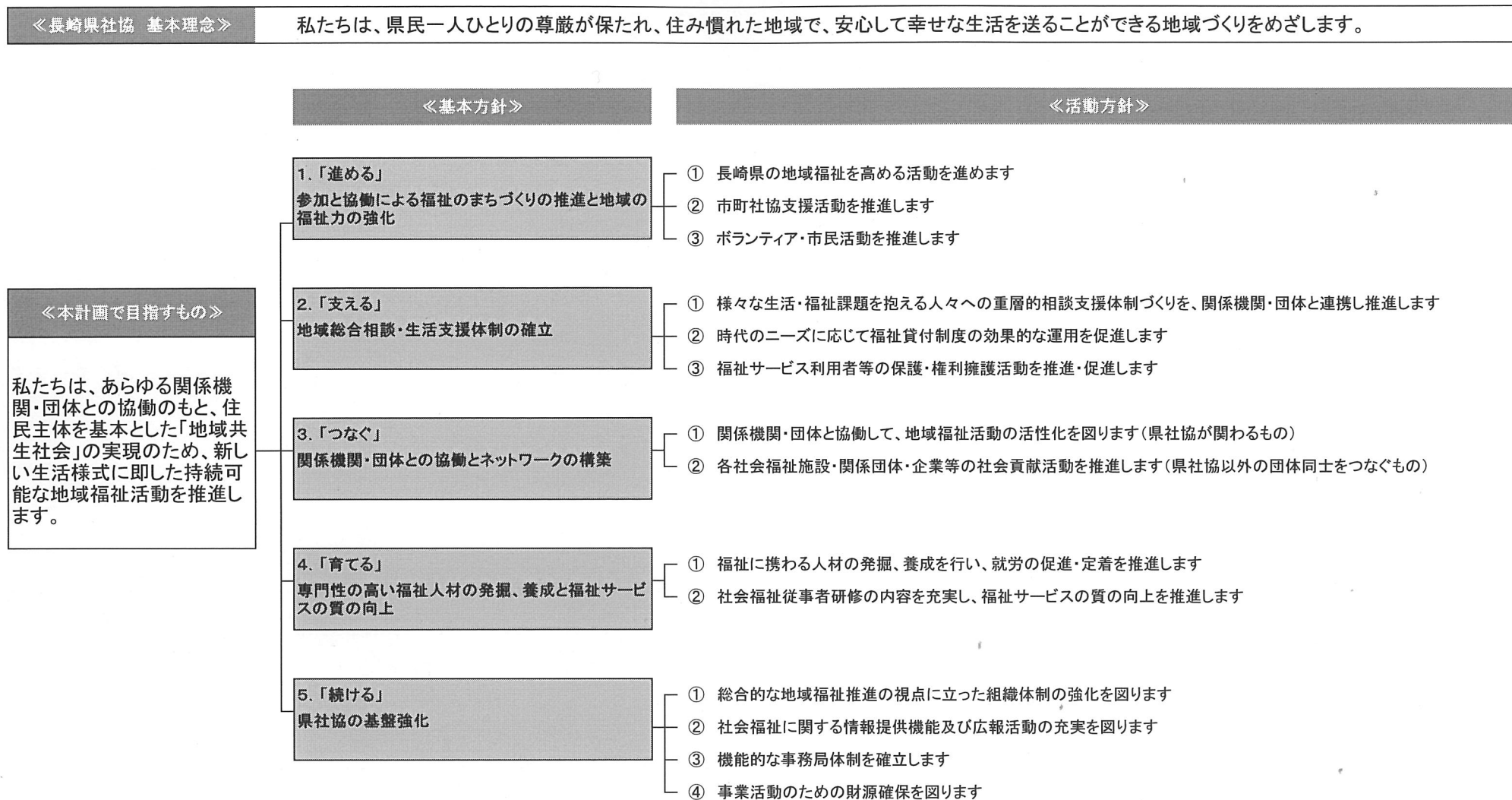
長崎県社協組織図及び職員名簿

令和4年7月28日



職 員	53 名
・正 職 員	19 名
・契約職員	24 名
・派遣職員	4 名
・アルバイト	6 名

「第5次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」計画体系図



基本方針 5 「続ける」

県社協の基盤強化

活動方針 1 総合的な地域福祉推進の視点に立った組織体制の強化を図ります

- ① 第5次計画の推進・管理、評価
 - ・第5次計画管理計画による推進
 - ・各職員の業務分担と連動するしくみの整備
 - ・評価委員会の開催 年1回 5月
 - ・各年度評価の理事会等での報告 年1回 6月
 - ・広報誌、HP等でのPR
- ② 適正な組織運営
 - ・法人運営に関する監事監査等の適正開催
監事監査 5月
理事会、評議員会 6月、3月
評議員選任・解任委員会 6月、適時
 - ・苦情対応体制の見直し、及び再整備
 - ・苦情公表のしくみ整備
苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置
- ③ 中長期計画と各年度事業計画・報告との連動による円滑な進捗管理
 - ・計画の構成に沿った、各年度の事業計画・報告書の様式改訂
 - ・第5次計画管理計画による推進
- ④ 第6次計画に向けた課題分析
 - ・局内作業委員会を設置、開催
 - ・第5次計画の外部評価の収集
 - ・協議内容を適時公表

新

活動方針 2 社会福祉に関する情報提供機能及び広報活動の充実を図ります

- ① 福祉に関する情報提供、広報活動（全般）
 - ・広報誌の作成 年4回発行 [共募助成事業]
 - ・ホームページの運営 [共募助成事業]
 - ・ホームページのリニューアル [共募助成事業]
 - ・SNS等のアカウント整理・適正化
- ② 福祉に関する情報提供、広報活動（社協）
 - ・市町社協との定期ミーティング及び連絡会議、メールニュース配信のあり方見直し
 - ・情報提供における本会の役割の検討

新

③ 各種福祉活動の広報活動

- ・ YouTube など新しいツールを活用した広報発信
- ・ 公益的な取組、地域貢献事業についての情報提供
- ・ 賛助会員の PR
- ・ 共同募金への広報協力
- ・ 広報ツールについての研修の実施
- ・ 情報提供における本会の役割の検討
- ・ HP 等新しい顕彰事業の構築 [共募助成事業]
- ・ プロモーション活動を通じた、福祉事業の PR

④ 局内の広報体制の整備

- ・ ホームページの適正運用のしくみ整備
- ・ ホームページの適正運用のしくみの運用
- ・ 情報発信時における決裁ルートの効率化

⑤ BCP の見直し

- ・ ホームページ・SNS を活用した情報発信
- ・ 発災時・緊急時の発信準備の整備

第5次中長期計画 3年後の目標	●令和4年度目標 ホームページの閲覧数 21,000 回
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和4年度目標 SNS の発信数 150 件

活動方針 3 機能的な事務局体制を確立します

① 機能的な事務局体制移行への業務改革

- ・ 原則、FAX の使用廃止
- ・ 押印省略、紙での申請・届の廃止の推進
- ・ 縦割りの業務分担の見直し
- ・ 業務改革実践を局内共有
- ・ AI・ロボット（OCR、RPA 等）の定着
- ・ IT を活用した、デジタル化の推進

② BCP の見直し

- ・ ホームページ・SNS を活用した情報発信

- ③ 職員育成計画作成
 - ・職務・職階の整理に基づく職員育成計画の作成
 - ・県社協職員としてのキャリアパスの構築
 - ・SDS（自己啓発活用への援助）の実施
- ④ テレワーク環境推進計画の策定と実施
 - ・テレワーク環境推進計画の策定 新
 - ・計画に基づく環境整備等の推進
 - ・ITを活用した、デジタル化の推進
- ⑤ 職務・職階の整理の定着化
 - ・業績評価制度の実施、定着
- ⑥ 各種別協事務局の適正な受託運営
 - ・すべての種別協議会について県社協の役割の見直しと業務整理
 - ・長崎県民生委員児童委員活動研究大会への参画

活動方針 4 事業活動のための財源確保を図ります

- ① 総合福祉センター事業のあり方検討
 - ・総合福祉センター運営方針（修繕計画含む）に基づく、実行
 - ・トイレ及び給排水管更新工事の実施
 - 日本財団助成金、市中銀行借入金を財源とする 新
 - ・5階大会議室並びに1～4階フロア改修工事の実施 新
 - 総合福祉センター（社協棟）あり方検討委員会協議並びに長期修繕計画に基づき、センター運営の効率化・適正化、収益増につながる改修等実行方策を推進
- ② 基金事業・運用の見直し
 - ・基金事業の内容見直し
 - ・持続可能な地域福祉財源を確保についての整理
- ③ 会員規程の見直し
 - ・報告手法の確立
 - ・時代に合わせた規程の検討
 - ・規程の改訂 新
- ④ 寄付金のしくみ整備
 - ・寄付者の意向を踏まえた活用方法の検討
 - ・新しい寄付手法の検討
 - ・HP等でのプロモーション
 - ・企業が参加しやすい社会貢献活動メニューの企画提案 新

⑤ 共同募金運動への協力

- ・ 共同募金活動への参加・協力
- ・ 県社協広報誌での PR

第 5 次中長期計画

3年後の目標

●令和 4 年度目標

賛助会員数 団体 110 個人 30

法人単位資金収支予算書

令和 4年 4月 1日

(単位：千円)

勘 定 科 目		前年度予算額	当初予算額	増 減	備 考
事業活動による収支	収 入	会費収入	20,074	20,074	0
		寄附金収入	3,524	3,524	0
		助成金収入	0	30,000	30,000
		経常経費補助金収入	144,956	139,736	△5,220
		受託金収入	68,184	65,395	△2,789
		貸付事業収入	8,105	5,836	△2,269
		事業収入	42,258	38,160	△4,098
		負担金収入	27,328	27,349	21
		借入金利息補助金収入	39	27	△12
		受取利息配当金収入	9,334	9,090	△244
		その他の収入	20,099	23,657	3,558
		事業活動収入計 (1)	343,901	362,848	18,947
	支 出	人件費支出	147,836	146,783	△1,053
		事業費支出	365,241	493,680	128,439
		事務費支出	15,435	16,179	744
		助成金支出	1,490	1,490	0
		負担金支出	20,476	19,419	△1,057
		支払利息支出	282	271	△11
	事業活動支出計 (2)		550,760	677,822	127,062
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)		△206,859	△314,974	△108,115
施設整備等による収支	収 入	施設整備等補助金収入	620	620	0
		設備資金借入金収入	0	50,000	50,000
		施設整備等収入計 (4)	620	50,620	50,000
	支 出	設備資金借入金元金償還支出	1,240	1,240	0
		固定資産取得支出	5,629	260	△5,369
		ファイナンス・リース債務の返済支出	912	912	0
	施設整備等支出計 (5)		7,781	2,412	△5,369
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)		△7,161	48,208	55,369
その他の活動による収支	収 入	投資有価証券売却収入	0	100,000	100,000
		積立資産取崩収入	16,418	27,552	11,134
		会計単位間繰入金収入	1,375	0	△1,375
		その他の活動による収入	57,128	38,814	△18,314
		その他の活動収入計 (7)	74,921	166,366	91,445
	支 出	長期運営資金借入金元金償還支出	7,430	4,350	△3,080
		基金積立資産支出	0	100,000	100,000
		積立資産支出	24,040	23,492	△548
		その他の活動による支出	2,780	0	△2,780
		その他の活動支出計 (8)	34,250	127,842	93,592
	その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)		40,671	38,524	△2,147
予備費支出 (10)		0	0	0	
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)		△173,349	△228,242	△54,893	
前期末支払資金残高 (12)		1,231,853	1,058,504	△173,349	
当期末支払資金残高 (11) + (12)		1,058,504	830,262	△228,242	

法人単位 資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位：円)

勘 定 科 目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備 考
事業活動による収支	収	会費収入	20,074,000	20,030,438	43,562
		寄附金収入	3,524,000	3,277,329	246,671
		経常経費補助金収入	144,956,000	144,515,296	440,704
		受託金収入	68,184,000	68,075,878	108,122
		貸付事業収入	8,105,000	7,693,959	411,041
		事業収入	42,258,000	50,104,052	△7,846,052
		負担金収入	27,328,000	29,422,988	△2,094,988
		借入金利息補助金収入	39,000	39,000	0
		受取利息配当金収入	9,334,000	9,332,126	1,874
		その他の収入	20,099,000	26,576,093	△6,477,093
		事業活動収入計 (1)	343,901,000	359,067,159	△15,166,159
	支	人件費支出	147,836,000	148,845,062	△1,009,062
		事業費支出	365,241,000	344,717,251	20,523,749
		事務費支出	15,435,000	13,525,421	1,909,579
施設整備等による収支		助成金支出	1,490,000	1,489,400	600
		負担金支出	20,476,000	20,701,846	△225,846
		支払利息支出	282,000	280,802	1,198
		事業活動支出計 (2)	550,760,000	529,559,782	21,200,218
		事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	△206,859,000	△170,492,623	△36,366,377
	収	施設整備等補助金収入	620,000	620,000	0
		施設整備等収入計 (4)	620,000	620,000	0
	支	設備資金借入金元金償還支出	1,240,000	1,240,000	0
		固定資産取得支出	5,629,000	5,628,700	300
		ファイナンス・リース債務の返済支出	912,000	911,088	912
		施設整備等支出計 (5)	7,781,000	7,779,788	1,212
		施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△7,161,000	△7,159,788	△1,212
	収	積立資産取崩収入	16,418,000	17,763,729	△1,345,729
その他の活動による収支		会計単位間繰入金収入	1,375,000	1,375,000	0
		その他の活動による収入	57,128,000	67,731,000	△10,603,000
		その他の活動収入計 (7)	74,921,000	86,869,729	△11,948,729
	支	長期運営資金借入金元金償還支出	7,430,000	7,430,000	0
		積立資産支出	24,040,000	22,796,606	1,243,394
		その他の活動による支出	2,780,000	2,935,000	△155,000
		その他の活動支出計 (8)	34,250,000	33,161,606	1,088,394
		その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	40,671,000	53,708,123	△13,037,123
		予備費支出 (10)	0	—	
			0		
		当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	△173,349,000	△123,944,288	△49,404,712
		前期末支払資金残高 (12)	1,231,853,000	1,231,855,609	△2,609
		当期末支払資金残高 (11) + (12)	1,058,504,000	1,107,911,321	△49,407,321

令和3年度長崎県社会福祉協議会会費収入内訳

会員区分	会員数	金額
①市町社会福祉協議会	20	1,964,438
②保育所・乳児院	341	2,445,000
③②以外の社会福祉施設	715	10,661,000
④賛助会員	123	4,960,000
合計	1,199	20,030,438

団 体 名	長崎県社会福祉協議会	所 在 地	長崎市茂里町3番24号
(会長名)	出 口 啓 二 郎	(電話番号)	095-846-8600

1. 団体の組織		2. 令和4年度事業計画の内容		3. 市町村負担金算出基準及び負担金総額																																																
(1) 役員の構成 <table><tr><td>役 員 名</td><td>定数</td></tr><tr><td>会 長 (会 長)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>副会長 (副会長)</td><td>2</td></tr><tr><td>役 員 (理 事)</td><td>12</td></tr><tr><td>監 事 (監 事)</td><td>3</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>18</td></tr></table> ㊦ () 内には、貴団体の役職名を記入して下さい。 (2) 職 員 形 態 <table><tr><td>区 分</td><td>人数</td></tr><tr><td>1. 専任職員 (団体で給与を支給している者。)</td><td>46 人</td></tr><tr><td>2. 臨時職員 (アルバイト等)</td><td>5</td></tr><tr><td>3. 県職員の兼務</td><td></td></tr><tr><td>4. その他(嘱託)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>51</td></tr></table> (3) 構成団体数 <table><tr><td>団 体 名</td><td>数</td></tr><tr><td>県</td><td>1</td></tr><tr><td>市</td><td>10</td></tr><tr><td>町 村</td><td>4</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td>15</td></tr></table>		役 員 名	定数	会 長 (会 長)	1 人	副会長 (副会長)	2	役 員 (理 事)	12	監 事 (監 事)	3			合 計	18	区 分	人数	1. 専任職員 (団体で給与を支給している者。)	46 人	2. 臨時職員 (アルバイト等)	5	3. 県職員の兼務		4. その他(嘱託)				合 計	51	団 体 名	数	県	1	市	10	町 村	4	そ の 他				合 計	15	(令和3年度分) (1) 参加と協働による福祉のまちづくりの推進と地域の福祉力の強化 (2) 地域総合相談・生活支援体制の確立 (3) 関係機関・団体との協働とネットワークの構築 (4) 専門性の高い福祉人材の発掘、養成と福祉サービスの質の向上 (5) 県社協の基盤強化		区 分 項 目	算 出 基 準		負 担 金 総 額			
		役 員 名	定数																																																	
		会 長 (会 長)	1 人																																																	
		副会長 (副会長)	2																																																	
		役 員 (理 事)	12																																																	
		監 事 (監 事)	3																																																	
		合 計	18																																																	
		区 分	人数																																																	
		1. 専任職員 (団体で給与を支給している者。)	46 人																																																	
2. 臨時職員 (アルバイト等)	5																																																			
3. 県職員の兼務																																																				
4. その他(嘱託)																																																				
合 計	51																																																			
団 体 名	数																																																			
県	1																																																			
市	10																																																			
町 村	4																																																			
そ の 他																																																				
合 計	15																																																			
令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度																																														
(1) 均 等 割			市	円	市	円																																														
			町村		町村																																															
			計		計																																															
(2) 人 口 割			市		市																																															
			町村		町村																																															
			計		計																																															
(3) 規 模 別			市		市																																															
			町村		町村																																															
			計		計																																															
(4) 事 業 費 割			市		市																																															
			町村		町村																																															
			計		計																																															
(5) そ の 他	公私社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設 ①保育所、知的障害児通園施設、母子生活支援施設、聴覚幼児通園施設、乳児院、知的障害者通所 発 年額7,500円 ②その他の施設 年額15,000円	前 年 同 様	市	153,000	市	108,000																																														
			町村	52,500	町村	52,500																																														
			計	205,500	計	160,500																																														
(6) 負担金合計			市	153,000	市	108,000																																														
			町村	52,500	町村	52,500																																														
			計	205,500	計	160,500																																														
※令和4年度町村負担金額（町村のみの最高・最低を記入）																																																				
<table><tr><td>最 高</td><td>30,000円（新上五島町）</td><td>最 低</td><td>7,500円（長与町外）</td></tr></table>										最 高	30,000円（新上五島町）	最 低	7,500円（長与町外）																																							
最 高	30,000円（新上五島町）	最 低	7,500円（長与町外）																																																	
4. 令和4年度町村負担金算出基準の変更、増減理由																																																				
(町村名) 長与町 時津町 佐々町 新上五島町		5. 備 考 (平成19年度) ①3,000円→7,500円 ②6,000円→15,000円																																																		